

岐阜県屋外広告物条例の一部改正について

1 概要

「都市緑地法等の一部を改正する法律」（H29.5.12 公布、H30.4.1 施行）により、都市計画法が改正され、新たな用途地域として「田園住居地域」が都市計画に位置付けられたこと等に伴い、規定の整備を行うもの。

※田園住居地域とは、都市計画法に基づき、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める用途地域である。

2 関係条例の改正内容

岐阜県屋外広告物条例

- (1) 田園住居地域を広告物の表示等を禁止する地域とする。
- (2) 田園住居地域において政党が表示するはり紙等については、(1) の適用を除外する。

3 条例の施行日

平成30年4月1日

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）新旧対照表（第一条関係）

(新)

第一条から第四条まで 略

(禁止地域等)

第五条 次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区

二から十七まで 略

第六条及び第七条 略

(適用除外)

第八条 略

2から4まで 略

5 政党（政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項に規定する政党をいう。以下同じ。）が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内において表示するはり紙及びはり札については、規則で定めるところにより知事が当該政党の政治活動のために必要と認めて許可をした場合に限る、第五条の規定は、適用しない。

6から9まで 略

第九条から第五十七条まで 略

付 則 略

(旧)

第一条から第四条まで 略

(禁止地域等)

第五条 次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、~~田園住居地域~~、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区

二から十七まで 略

第六条及び第七条 略

(適用除外)

第八条 略

2から4まで 略

5 政党（政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項に規定する政党をいう。以下同じ。）が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内において表示するはり紙及びはり札については、規則で定めるところにより知事が当該政党の政治活動のために必要と認めて許可をした場合に限る、第五条の規定は、適用しない。

6から9まで 略

第九条から第五十七条まで 略

付 則 略